**○○○（事業所名）運営規程（日中一時支援事業）**

こちらの例は、あくまでも一例としてお示しするものですので、各事業所の状況に合わせた内容で作成してください。

なお、この運営規程の例は、市川市の日中一時支援事業に関する支給決定を受けた利用者に対してサービスを提供することを想定したものです。他市町村の支給決定を受けた利用者に対して用いる場合は、内容が異なる場合がございますのでご注意ください。

（事業の目的）

第１条　＜運営法人名（正式名称）＞が設置する＜当該事業所名＞※１（以下「事業所」という。）において実施する地域生活支援事業の日中一時支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、障害者及び障害児（以下「利用者」という。）並びに障害児の保護者※２（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な日中一時支援の提供を確保することを目的とする。

※1　法人と事業所の正式名称を記載してください

※2 事業所の対象者に合わせてください

（運営の方針）

第２条　事業所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。

２　事業の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な日中一時支援の提供ができるよう努めるものとする。

３　事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。

４　事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

５　前四項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）及び市川市地域生活支援事業実施規則等に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　＜当該事業所名＞※１

（２）所在地　＜事業所所在地〇〇県～＞※２

※1　事業所の正式名称を記載してください

※2 事業所の所在地を都道府県名から記載してください

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、員数については、市川市が定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

（１）管理者　１人（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理、日中一時支援の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し、法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（２）生活支援員　○人（常勤職員　○人、非常勤職員　○人）

生活支援員は､・・・を行う。

（３）栄養士　○人（常勤職員　○人、非常勤職員　○人）

栄養士は､・・・を行う。

（４）事務職員　○人（常勤職員　○人、非常勤職員　○人）

事務職員は、必要な事務を行う。※

* その他、当該日中一時支援事業を行う事業所において必要とされる従業者に応じて職種、員数及び職務の内容を記載してください。

例）医師・看護師・機能訓練指導員・作業療法士など

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　●曜日から●曜日までとする。

　　ただし、国民の祝日、１２月２９日から１月３０日までを除く。※１

（２）営業時間　午前●時から午後●時までとする。

（３）サービス提供日　●曜日から●曜日までとする。

　　ただし、国民の祝日、１２月２９日から１月３０日までを除く。※１

（４）サービス提供時間　午前●時から午後●時までとする。

（５）上記の営業日、営業時間のほか、電話等により２４時間常時連絡が可能な体制とする。※２

営業日・営業時間・・・利用者からの相談や利用受付が可能な日、時間帯

サービス提供日・サービス提供時間・・・サービス提供が可能な日、時間帯

※1 日曜日、祝日、年末年始に関わらず行う場合は、「年中無休」と記載してください。

※2 営業時間以外にも緊急連絡体制を設ける場合には記載してください。

【重要】他の障がい福祉事業等と居室を分けずに同一敷地で日中一時支援事業を行う場合

　他の事業との請求の重複を防ぐため、サービス提供時間が被らないように設定してください。

　例）同じ事業所で発達支援事業を実施している場合

　　　発達支援事業・・・9:00～15:00

　　　日中一時支援事業・・・15:00～18:00

（利用定員）

第６条　事業所の利用定員は、●●人とする。

（サービスを提供する主たる対象者）

第７条　事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（１）身体障害者

（２）知的障害者

（３）精神障害者

（４）障害児

（５）難病等対象者

上記の５区分により記載します。

対象としていない障害区分がある場合、削除してください。

（日中一時支援事業の内容）

第８条　事業所で行う事業の内容は、次のとおりとする。

（１）食事の提供

（２）身体等の介護

（３）健康管理

（４）利用者又は家族に対する相談及び援助

（５）その他利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するために必要な保護又は支援

市川市が定める日中一時支援事業は以下のとおりです。

「障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を図ること。」

この内容を踏まえて、事業所にて実施する内容を記載してください。

（支給決定障害者等から受領する費用の額等）

第９条　日中一時支援を提供した際には、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）から、市川市が定める額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

２　次に定める費用については、支給決定障害者等から徴収するものとする。

（１）食材料費　●円※１

（２）日用品費の実費※２

（３）その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるものの実費

３　第二項の費用の額に係る日中一時支援の提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該日中一時支援の内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

４　第一項及び第二項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

※１　利用料以外で徴収する費用がある場合は記載をしてください。

※２　具体的な内容・金額については、重要事項説明書、契約書等において明確にしてください。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１０条　利用者は、日中一時支援を利用する際に、次に規定する内容について留意するものとする。

（１）○○○こと。※

（２）○○○こと。

（３）○○○こと。

* 利用者が事業所を利用する際に留意する事項を記載します。

内容は自由ですが、利用者の権利・自由を制限するような内容とならないよう留意してください。

例）利用中は当事業所の規則を守り、他の利用者の迷惑にならないようにする。

　　 気分が悪くなったときは、速やかに申し出る。

（緊急時等における対応方法）

第１１条　現に日中一時支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（非常災害対策）

第１２条　事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情解決）

第１３条　提供した日中一時支援に関する利用者等並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

２　提供した日中一時支援に関し、市川市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等並びにその家族からの苦情に関して市川市が行う調査に協力するとともに、市川市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１４条　事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１５条　事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（１）採用時研修　採用後●か月以内※１

（２）継続研修　年●回※１

２　従業者は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約に盛り込むものとする。

４　事業所は他の事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。

５　事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

６　事業所は、利用者等に対する日中一時支援の提供に関する諸記録を整備し、当該日中一時支援を提供した日から５年間保存するものとする。

７　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は＜運営法人名（正式名称）＞※２と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

※１　研修を行う場合は記載してください

※２　運営法人の正式名称を記載してください

附　則

１　この規程は、令和●年●月●日※から施行する。

* 施行日を記載してください